

今後、少子高齢化が進む中で、労働者人口の減少により、現場作業員として高齢者・女性の起用が増加すると予想されます。それに伴い、重量物の人力運搬について、腰痛予防対策の重要性が高まってくると考えられます。一方では、さまざまなものの多品種少量化が進み、高付加価値の商品やサービスの開発が求められる時代になりつつあります。

浜松塩業は、大きくこの2つを解決するため、現状よりダウンサイジング化した「業務用塩10kg紙袋パッケージ」の普及に向けて、製塩メーカーと連携しながら順次商品化を進める予定です。



## 参 考 情 報

## ● 法律による重量物運搬の制限

労働基準法、年少者労働基準規則、女性労働基準規則により、人力により運搬できる重さが制限されています。

	年齢	断続作業	継続作業
男性	満18歳以上	定めなし	定めなし
	満16歳以上 満18歳未満	30kg	20kg
	満16歳未満	15kg	10kg
女性	満18歳以上	30kg	20kg
	満16歳以上 満18歳未満	25kg	15kg
	満16歳未満	12kg	8kg

※ 継続作業：荷物の仕分けなど、継続的に行う作業、断続作業：必要なときに行う積み降ろし作業

## ● 職場における腰痛予防対策指針及び解説／厚生労働省

厚生労働省より腰痛予防対策の指針が示されており、その中で重量物取扱い作業についても取り上げられています。

## (腰痛予防対策の必要性について)

- **事業者の責任に言及：**労働者の健康を確保する責務を有しており、トップとして腰痛予防対策に取り組む方針を表明したうえで、安全衛生担当者の役割、責任及び権限を明確にしつつ、本指針を踏まえ、各事業所の作業の実態に即した対策を講ずる必要がある。
- **労働衛生管理体制の整備に言及：**多種多様な発生要因によるリスクに応じて、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を総合的かつ継続的に、また事業実施に係る管理と一体になって取り組むことが必要である。

## (重力物取扱い作業の要点)

- 以下、6つの項目についての解説がある。①自動化、省力化 ②人力による重量物の取扱い ③荷姿の改善、重量の明示等 ④作業姿勢、動作 ⑤取扱い時間 ⑥その他
- また、②人力による重量物の取扱い の中に、下記の記述があります。

満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱うものの重量は、体重のおおむね40%以下となること、満18歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとすること。

これを摘要すると、体重65kgの男性は、26kgの荷物まで、体重55kgの女性は、 $55\text{kg} \times 40\% \times 60\% = 13.2\text{kg}$  の荷物となります。